

安全で快適な自転車利用環境の 創出に向けた検討委員会の提言

委員会について

○安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた検討委員会

○国土交通省と警察庁が共同で開催

○委員

(委員長) 久保田 尚	埼玉大学大学院理工学研究科教授
勝間 和代	経済評論家・中央大学ビジネススクール客員教授
絹 代	サイクルライフナビゲーター
古倉 宗治	住信基礎研究所研究理事
小林 成基	NPO自転車活用推進研究会事務局長
中澤 見山	財団法人全日本交通安全協会専務理事
細川 珠生	ジャーナリスト
三国 成子	地球の友・金沢
屋井 鉄雄	東京工業大学大学院総合理工学研究科教授
山中 英生	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部教授

○経緯

(敬称略)

- ・委員会4回開催(平成23年11月28日、12月15日、平成24年2月22日、3月30日)
- ・提言に関するパブリックコメント(平成24年2月27日～3月2日)
- ・提言とりまとめ(平成24年4月5日)

提言の概要(背景)

○昭和40年代、自動車の交通事故が急増したことへの対策として、自転車の歩道通行を可能とする交通規制を導入し、自転車と自動車を分離



○自転車乗車中の事故死者数は減少したが、自転車は車両という意識の希薄化により、歩道上等で危険な自転車利用が増加し、自転車対歩行者の事故はこの10年間で増加

○警察庁では、自転車は「車両」であることの徹底を基本的な考え方とし、車道を通行する自転車と歩道を通行する歩行者の双方の安全を確保を目的とした総合対策を通知



○自転車道や自転車専用通行帯等の自動車や歩行者から分離された自転車通行空間の延長はわずか約3,000km

○自動車の駐停車等により自転車の通行が阻害されるなど、道路の現況は自転車の車道通行にとって数々の問題あり

提言の概要(基本的な考え方)

- 「自転車は「車両」であり、車道を通行することが大原則である。例外として歩道を徐行により通行できる場合がある※。」を基本的な考え方として検討
- 各地域において、ハード・ソフトの取り組みを進めるためのガイドラインを早急に作成することを提言

※例外として歩道を徐行により通行できる場合：
・道路標識により歩道通行が認められている場合
・運転者が児童、幼児、高齢者等で車道通行が危険である場合
・駐車車両があるなど自転車の通行の安全を確保するためやむを得ない場合

〔提言の目次〕

I. はじめに

- I-1. 背景
- I-2. 提言にあたって

II. ガイドラインについて

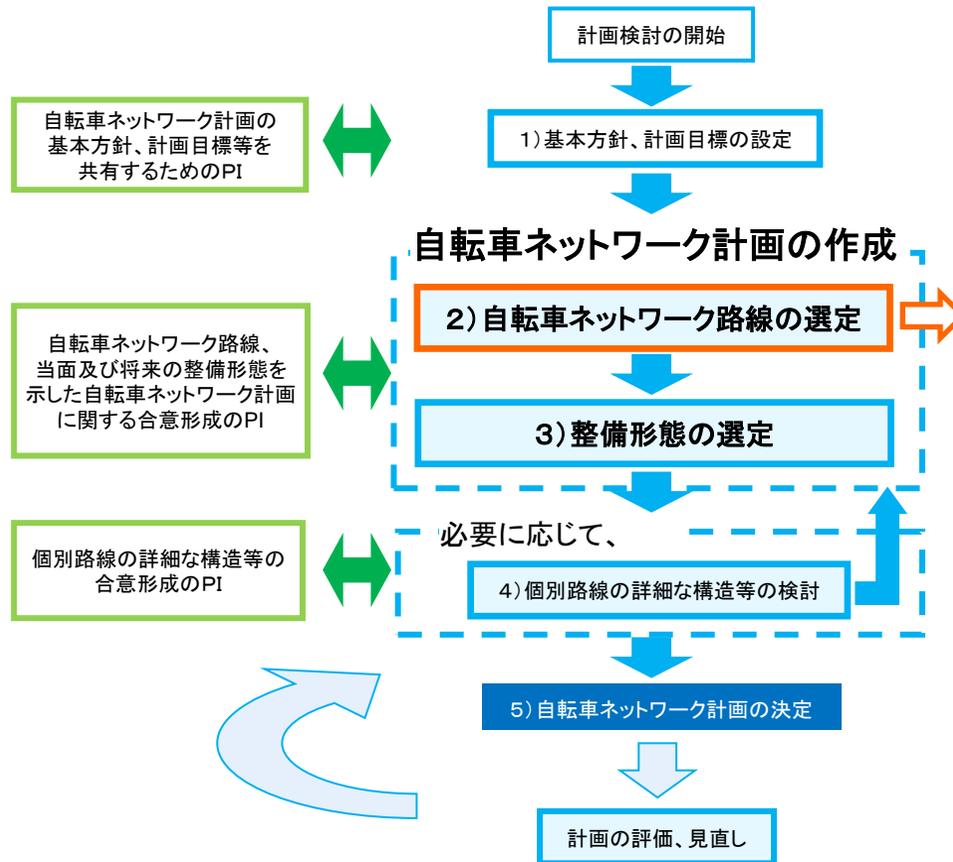
- II-1. 自転車通行空間の計画
- II-2. 自転車通行空間の設計
- II-3. 利用ルールの徹底
- II-4. 自転車利用の総合的な取り組み

III. 今後の検討課題について

提言の概要(自転車ネットワーク計画)

- 自転車ネットワーク計画の作成を進めるため、計画作成手順を提示
- 全ての道路で自転車通行空間を整備することは現実的ではないため、効果的、効率的に整備することを目的に、面的な自転車ネットワークを構成する路線を選定

■自転車ネットワーク計画作成手順



■自転車ネットワーク路線の選定

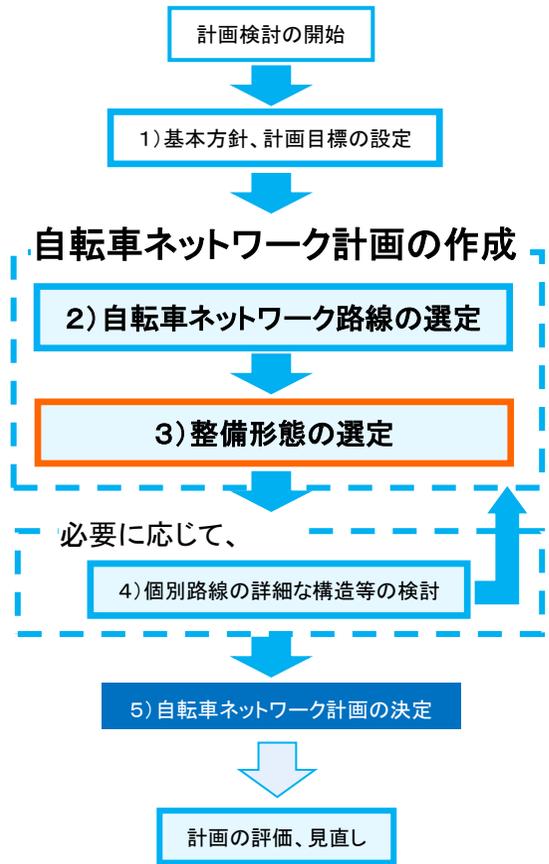
既存の道路ネットワークや計画中の道路から、以下の①～⑥のような路線を適宜組み合わせ選定

- ① 地域内における自転車利用の主要路線としての役割を担う、公共交通施設、学校、地域の核となる商業施設、主な居住地区等を結ぶ路線
- ② 自転車と歩行者の錯綜や自転車関連の事故が多い路線の安全性を向上させるため、自転車通行空間を確保する路線
- ③ 地域の課題やニーズに応じて自転車の利用を促進する路線
- ④ 自転車の利用増加が見込める、沿道で新たに施設立地が予定されている路線
- ⑤ 既に自転車通行空間が整備されている路線
- ⑥ その他連続性を確保するために必要な路線

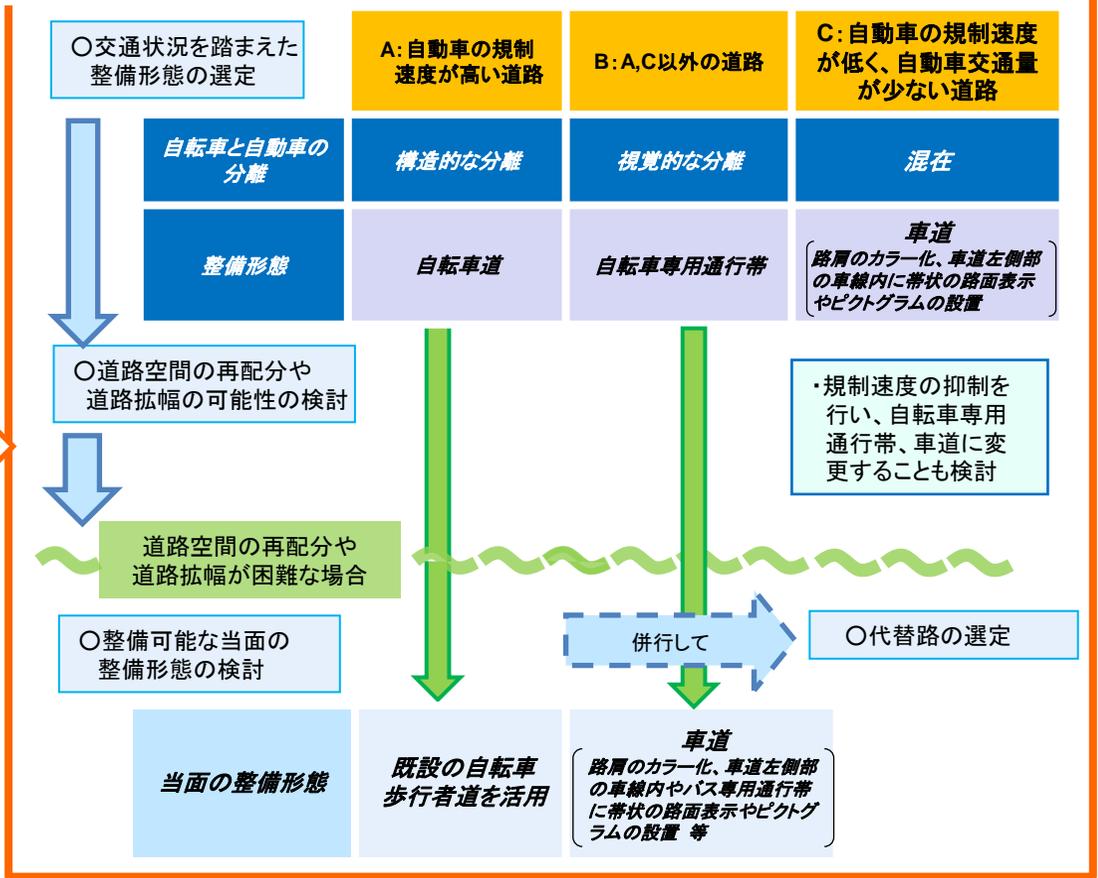
提言の概要(自転車ネットワーク計画)

- 車の規制速度や交通量等に応じ、車道通行を基本とした整備形態の選定方法を提示
- 自転車道、自転車専用通行帯等に加え車道で自動車と混在する方法を提示
- 整備に当たり道路空間の再配分や道路拡幅の可能性、規制速度の見直しによる整備形態の変更を検討するとともに、整備が困難な場合は、整備可能な当面の整備形態、代替路の検討などの対応を提示

■ 自転車ネットワーク計画作成手順(再掲)



■ 整備形態の選定



提言の概要(整備形態)

○自転車道

縁石線等の工作物により構造的に分離された自転車専用の通行空間



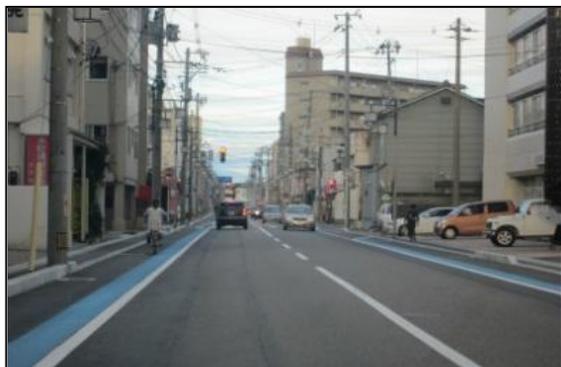
○自転車専用通行帯（自転車レーン）

交通規制により指定された、自転車が専用で通行する車両通行帯。自転車と自動車を視覚的に分離



○車道（自動車との混在）

自転車と自動車が車道で混在。自転車の通行位置を明示し、自動車に注意喚起するため、必要に応じて路肩のカラー化、帯状の路面表示やピクトグラム等を設置



路肩のカラー化の例



ピクトグラムの例



帯状の路面表示の例

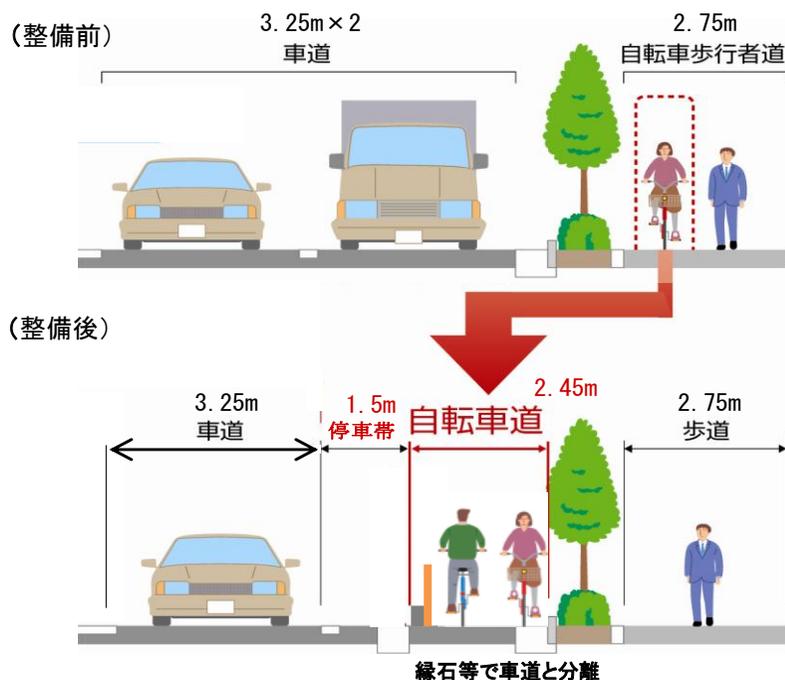
提言のポイント(道路空間の再配分)

- 自転車通行空間の整備形態を選定する際、既設道路においては、道路空間の再配分や道路幅の可能性を検討し、選定した整備形態が可能か検討することを提示

①整備の可能性の検討

- ・再配分の検討に際しては、自転車通行空間の歩道、車道、植樹帯、中央帯等の幅員構成の見直しを行うこと。また、周辺道路の整備や交通需要マネジメントにより自動車交通の転換が可能な道路では、車線数の削減や一方通行規制等を行うことを検討すること。

- ・車線数を減らし、車道上に自転車道や停車帯を創出



空間再配分の事例(高松市)

提言のポイント(歩行者・自転車優先の徹底)

- 自転車と自動車を混在させる場合、自動車への注意喚起、自動車の速度抑制の検討を行うことを提示
- 全ての道路利用者に、利用ルールを周知することを提示

①自転車ネットワーク計画の策定

- ・ 整備形態として、自転車と自動車を混在させる場合、自動車に注意喚起するための路肩のカラー化、自動車の速度を抑制するための狭さく、ハンプの設置等を検討するとともに、自動車の一方通行規制や大型車の通行抑制等を検討。
- ・ 自動車交通や速度の抑制が望ましい道路においては、規制速度の抑制を行い、自転車専用通行帯から自動車を混在させる整備形態へと変更することも検討。

②利用ルール周知

- ・ 逆送となる右側通行禁止や例外的に歩道通行する場合は歩行者優先で徐行することなどルールを周知。
- ・ 自転車に配慮した、安全な間隔の保持などの自動車の通行ルールについて、運転免許取得時や更新時を活用してドライバーに周知。



ハンプによる速度抑制



一方通行規制による自転車通行空間の創出



自転車に配慮した通行ルールの周知8

提言のポイント(他施策との連携)

○ 自転車通行空間整備にあたり、通学路、バリアフリー、無電柱化等の施策を考慮することを提示

①自転車ネットワーク計画の策定

- ・ 都市計画、交通計画等、自転車利用に関連する計画※を把握し、整理する。また、地域の上位計画及び関連計画等を踏まえ、自転車ネットワーク計画の策定にあたっての基本方針、計画目標を設定。
※交通安全に関する計画(ゾーン30、安心歩行エリアなど)、福祉に関する計画(バリアフリーなど)等(今後、ガイドラインに記載予定)
- ・ 自転車ネットワーク路線選定の視点として、「通学路等の地域内における自転車利用の主要路線」などを提示。
- ・ 整備形態の選定の留意点として、バリアフリー法に基づく重点整備地区、スクールゾーン等、特に歩行者保護に配慮が必要な道路が存在することを提示。

②自転車通行空間の整備

- ・ 電線等の占用物で、自転車、歩行者の通行に支障となる場合は、原則として民地等への移設もしくは無電柱化等を実施。
- ・ バリアフリー法に基づく重点整備地区等においては、自転車通行空間を横断する視覚障害者等を安全に誘導するため、エスコートゾーンを設置。



通学路において歩行者と自転車を分離



自転車道の横断部にエスコートゾーンを設置

提言のポイント(計画検討体制の構築と維持活用)

- 地域のニーズに合致した自転車ネットワーク計画を策定するため、幅広い関係者による計画検討体制を構築するとともに、同体制を活用し、利用ルールの徹底などソフト対策の実施や計画のフォローアップを行うことを提示

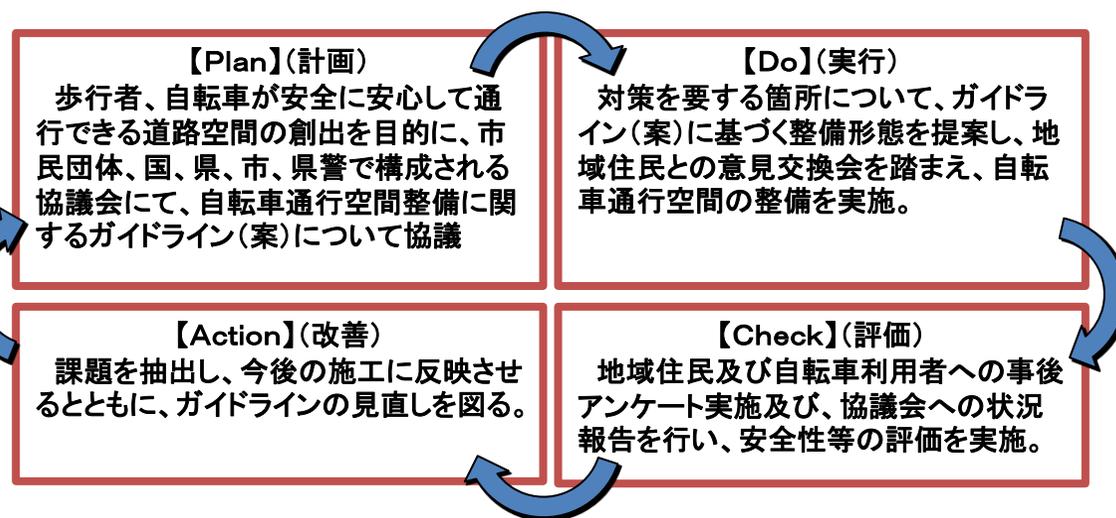
①計画検討体制の構築

- ・ 関係する行政機関や地元関係者等とコミュニケーションを取り合意形成を図るため、国、都道府県、市町村の道路管理者や都道府県警察に加え、地元住民や道路利用者等の幅広い関係者※が計画策定に参画できる体制を構築。

※今後、NPO等を含む関係者の例をガイドラインに記載予定

②計画検討体制の維持活用

- ・ 幅広い関係者が連携できる計画検討体制を活用し、利用ルールの徹底や自転車利用の総合的取り組みを実施すると共に、整備後の利用状況や事故の発生状況等、計画目標達成状況の評価・見直しを実施。



自転車横断帯移設及び自転車専用信号設置



地域住民との意見交換会の様子



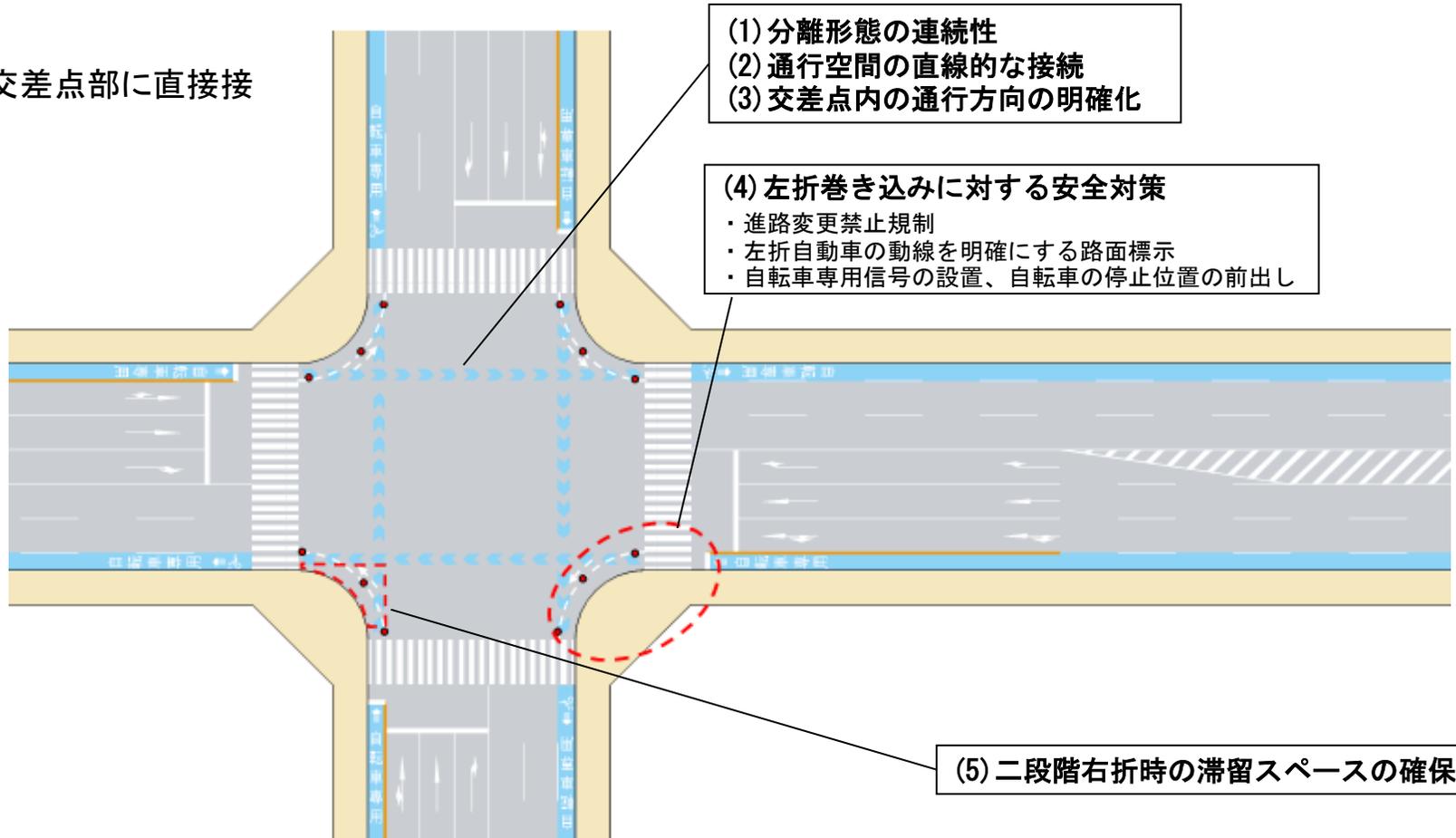
協議会の様子

提言の概要(交差点部の設計)

- 交差点部における自転車の安全性、快適性を向上させるための基本的な考え方を提示
 - ① 分離形態の連続性
 - ② 通行空間の直線的な接続
 - ③ 交差点内の通行方向の明確化
 - ④ 左折巻き込みに対する安全対策
 - ⑤ 二段階右折時の滞留スペースの確保
- 具体的な対応として、自転車通行空間を交差点部に直接接続させる例と交差点部手前で左折自動車と混在して一列で通行させる例を提示

対応例

- 自転車通行空間を交差点部に直接接続させる例



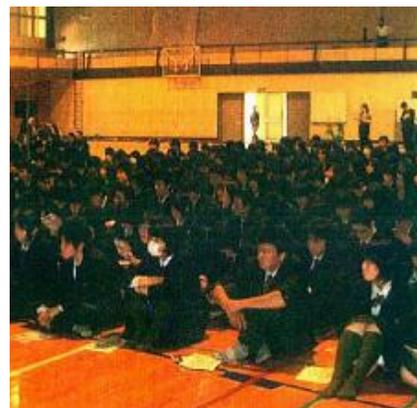
提言の概要(利用ルールの徹底)

①自転車利用に関するルールの周知

■地域の住民等と連携して、学生等に自転車の利用ルール等に関するチラシを配布している例



■学校で自転車安全教育を実施している例



②利用ルール遵守に関するインセンティブの付与

■小学校で自転車運転免許証を交付している例



筆記試験



自転車運転免許証

【出典:町田市HP】

③交通違反に対する指導取締り

■自転車に対する指導取締りの状況の例



【出典:警察白書】

提言の概要(自転車利用の総合的な取り組み)

①駐停車・駐輪対策

■駐車監視員活動ガイドラインの最重点路線に指定している例



■通勤通学の時間帯を指定して駐停車禁止規制を実施している例



■鉄道事業者と連携して駐輪場を整備している例



②利用促進

■自転車マップを作成・配布している例



【出典:新潟市HP】

■スポーツイベントを開催している例



【出典:サイクルツアー北九州2011HP】

■観光目的のレンタサイクルの例

奈良の世界遺産と史跡めぐり
 自転車でたっぷり歴史的町家探訪

秋の奈良レンタサイクル古都りんのご案内

9.23 12.18
 平成23年 9:00-16:30

http://www.nara-cycling.com

【秋の奈良レンタサイクル”古都りん”】